

広島県無電柱化推進計画

2021年3月

広島県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震や台風などの災害時には、電柱・電線に飛来物が接触したり、地滑りに巻き込まれたりすることで電柱が倒壊し、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下、「無電柱化法」という。）」が定められた。

無電柱化法第 8 条において、「都道府県は、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

本計画は、無電柱化法に基づく広島県無電柱化推進計画として、広島県管理道路における無電柱化の基本的な方針、計画、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 広島県道路管理における無電柱化の現状

広島県における無電柱化は、関係者の協力の下、主に電線共同溝による電線類の地中化を推進してきたところである。令和元年度末時点で県管理道路では、約9kmで無電柱化が完了しており、今後一層の無電柱化を推進していく。

2) 今後の無電柱化の取組姿勢

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化を推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により広島県の魅力あふれる美しいまちなみをつくり、安全・安心な暮らしを確保する。

3) 無電柱化の対象道路

以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 防災・減災・国土強靱化

人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、災害時の被害が甚大となる恐れがある都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路。

<整備前>



<整備後>



写真-1 第1次緊急輸送道路 福山市（福山鞆線）

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路などバリアフリー化が必要な道路や、通学路など安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路。

③ 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域、その他著名な観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路。

2. 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

〈整備区間〉

無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要である。そこで、以下のとおり無電柱化の必要性高い代表的な区間について整備を行う。なお、以下の指標に該当しない区間においても、地域のニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施し、電線管理者等との調整が整った路線から順次事業着手を目指します。

○無電柱化備整備済延長（令和2年度末） 9.11 km

○計画期間内に事業を実施する延長 4.49 km（設計を含む）

① 防災・減災・国土強靱化

・都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路

② 安全・円滑な交通確保

・バリアフリー化の特定道路，安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路

③ 景観形成・観光振興

・観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路。

表-1 事業を実施する路線

路線名	市町村	道路延長 (km)	選定理由
国道183号	三次市	0.68	都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路
鞆松永線	福山市	0.31	景観形成・観光振興
国道2号	廿日市市	1.00	都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路 安全・円滑な交通確保
国道432号	竹原市	0.90	都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路
国道486号	福山市	1.60	都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、無電柱化の手法として一般的であるが、整備コストが高いこと等が課題となっているため、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の低コスト手法を積極的に採用し、一層の低コスト化を図る。

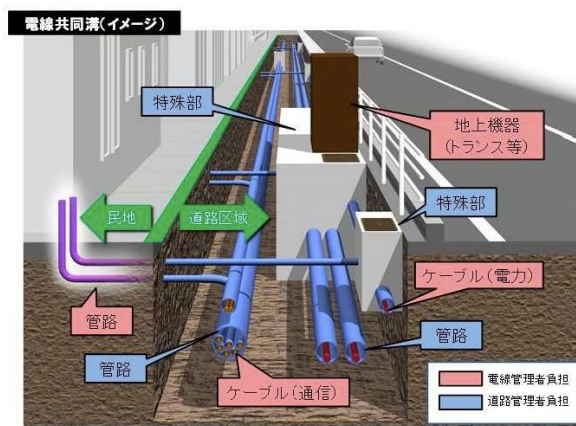


図-1 電線共同溝イメージ
(出典：国土交通省ホームページ)

[新技術・新工法の導入による低コスト化の例]

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	角型多条電線管
<p>交通量の少ない生活道路の場合 技術的検証を踏まえた基準緩和により、従来よりも浅い位置に管路等を埋設</p>	<p>電力・通信ケーブルの離隔距離に関する技術的検証を踏まえ、小さな収容空間に埋設</p>	<p>安価で弾性があり施工性に優れた角型多条電線管を道路の地下に埋設</p>

図-2 低コスト手法の種類 (出典：国土交通省ホームページ)

② 単独地中化方式

単独地中化方式は、電線管理者自らの費用により電線類の地中化を行う事業手法であり、電線管理者が実施する際には、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。



図-3 裏配線方式（出典：国土交通省ホームページ）

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、道路事業に併せた無電柱化を実施する。実施にあたっては、施工方法や役割分担等について、電線管理者と協議する。

⑤ 自治体管路方式

自治体が電力線や通信線を収容する管路等を整備し、電線管理者が電線や地上機器等を整備・管理する方式。管路等は道路占用物件として自治体が管理する。

⑥ 要請者負担方式

自治体や民間事業者が、無電柱化を実施する場合に用いる手法であり、原則として費用は全額要請者が負担する方式。管路の管理者などは協議によって決定される。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

県の管理する緊急輸送道路を含め災害時の救助，救援等の要となるルートにおいて電柱の新設を制限する措置を検討。

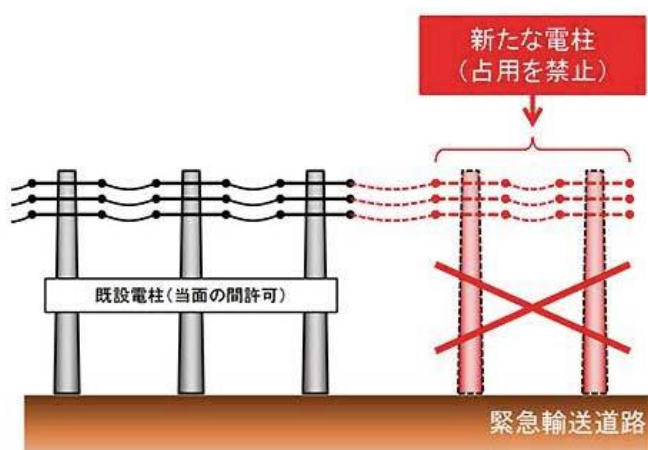


図-4 緊急輸送道路における新設電柱の占用禁止措置（出典：国土交通省ホームページ）

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

中国地区電線類地中化協議会広島支部を活用し、無電柱化の優先着手区間について電線管理者等と合意に向けた調整を行う。

また、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置し、無電柱化への協力を求める。

② 工事・設備の連携

無電柱化の対象計画道路において、ガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等を活用し、工事内容や工程等の把握に努めるとともに、無電柱化の支障とならないよう調整を行う。

③ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に関して県民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果等について、広島県のホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県内の取組について情報共有を図る。